

地域密着型特別養護老人ホーム 南陽の丘 料金表

(30日あたりの料金)

R4年10月1日現在

要介護度	基本単位	看護体制		日常生活継続 支援加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	処遇改善		介護職員等 ベースアップ 等支援加算	段階	食費	居住費	食費+居住費	利用料 (1割負担)	利用料 (2割負担)	利用料 (3割負担)
		加算Ⅰ	加算Ⅱ			加算Ⅰ	改善加算1								
要介護1	661	12	23	46	46	8.3%	2.7%	1.6%	第1段階	300	820	33,600	60,583	87,565	114,548
									第2段階	390	820	36,300	63,283	90,265	117,248
									第3段階①	650	1,310	58,800	85,783	112,765	139,748
									第3段階②	1,360	1,310	80,100	107,083	134,065	161,048
									第4段階	1,445	1,970	102,450	129,433	156,415	183,398
要介護2	730	12	23	46	46	8.3%	2.7%	1.6%	第1段階	300	820	33,600	62,956	92,311	121,666
									第2段階	390	820	36,300	65,656	95,011	124,366
									第3段階①	650	1,310	58,800	88,156	117,511	146,866
									第3段階②	1,360	1,310	80,100	109,456	138,811	168,166
									第4段階	1,445	1,970	102,450	131,806	161,161	190,516
要介護3	803	12	23	46	46	8.3%	2.7%	1.6%	第1段階	300	820	33,600	65,450	97,300	129,150
									第2段階	390	820	36,300	68,150	100,000	131,850
									第3段階①	650	1,310	58,800	90,650	122,500	154,350
									第3段階②	1,360	1,310	80,100	111,950	143,800	175,650
									第4段階	1,445	1,970	102,450	134,300	166,150	198,000
要介護4	874	12	23	46	46	8.3%	2.7%	1.6%	第1段階	300	820	33,600	67,884	102,167	136,450
									第2段階	390	820	36,300	70,584	104,867	139,150
									第3段階①	650	1,310	58,800	93,084	127,367	161,650
									第3段階②	1,360	1,310	80,100	114,384	148,667	182,950
									第4段階	1,445	1,970	102,450	136,734	171,017	205,300
要介護5	942	12	23	46	46	8.3%	2.7%	1.6%	第1段階	300	820	33,600	70,226	106,852	143,477
									第2段階	390	820	36,300	72,926	109,552	146,177
									第3段階①	650	1,310	58,800	95,426	132,052	168,677
									第3段階②	1,360	1,310	80,100	116,726	153,352	189,977
									第4段階	1,445	1,970	102,450	139,076	175,702	212,327

※原爆手帳をお持ちの方は、介護費はかかりません。食費及び居住費のみのお支払となります。

※初期加算新規入居日もしくは1ヵ月以上の入院の退院から30日間のみ1日30単位加算されます。

※テレビを持ち込まれる場合は1ヵ月あたり210円お支払いいただきます。

※医療費及び嗜好品等については別途実費負担となります。

<負担限度額認定について>

第1段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方で、老齢福祉年金を自給している方。生活保護を受給されている方。
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方で、本人の年金収入額とその他合計所得金額が年額80万以下。かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下。
第3段階①	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方で、本人の年金収入額とその他合計所得金額が年額80万円超120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下。
第3段階②	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方で、本人の年金収入額とその他合計所得金額が年額120万円超。かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下。
第4段階	第1段階～第3段階②以外の方

<高額介護サービス費について>

①生活保護を受給している方は15,000円(世帯)を超えた分が払い戻し。
②世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金額の合計が80万円以下の方は24,600円(世帯)、15,000円(個人)を超えた分が払い戻し。
③世帯全員が市民税非課税の方は24,600円(世帯)を超えた分が払い戻し。
④世帯のどなたかが市民税を課税。かつ、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方は、44,400円(世帯)を超えた分が払い戻し。
⑤課税所得380万円以上(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160万円)未満の方は、93,000円(世帯)を超えた分が払い戻し。
⑥課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方、140,100円(世帯)を超えた分が払い戻し。